



多様なニーズに対応する 持続可能で豊かな住生活の実現

ターゲット別パッケージ施策

■ 高松市が目指す住生活

高松市では、今後 10 年間に於ける住宅施策の目標として、「多様なニーズに対応する 持続可能で豊かな住生活の実現」を掲げています。

この目標の実現に向けて、コンパクトなまちづくりや、環境に配慮した住まいづくりとともに、就職から結婚・出産・育児、退職・老後に至るライフステージにあわせた住宅施策を展開していくこととしています。

目標の実現に向けて

■ ターゲット別パッケージ施策の推進

この基本理念に基づき、高松市では、「子育て世帯」「高齢者・障がい者」「移住者」の3つのターゲット別に、相乗効果を図りながら推進する施策をパッケージ化し、一体的に実施することで、多様なニーズに対応した豊かな住生活の実現に向けて推進していきます。

住宅施策		住宅の安定確保	住みよい住環境	良質な住宅ストックと流通	環境配慮
  	1 子育て世帯	○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進 ○住宅取得の支援（勤労住宅資金融資制度等）	○公園・緑地の整備 ○住宅取得支援による居住の誘導（高松市住宅取得支援事業等） ○中心市街地活性化に向けた豊かな居住環境整備	○既存住宅の流通促進 ○良質既存住宅認定制度の実施	○スマートハウスの普及促進 ○住宅の脱炭素化に向けた普及啓発
	2 高齢者・障がい者	○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進 ○サービス付き高齢者向け住宅の登録促進 ○障がい福祉サービス等の充実	○高齢者向け住宅・施設の居住誘導区域への誘導 ○生活道路の改良・整備 ○地域公共交通再編事業	○バリアフリー改修の促進 ○高齢者等の住替え支援（高齢者等の住替え応援制度等）	○スマートハウスの普及促進 ○住宅の脱炭素化に向けた普及啓発
	3 移住者	○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進 ○社会変化に対応した住宅設備の情報提供	○住宅取得支援による居住の誘導（高松市住宅取得支援事業等） ○中心市街地活性化に向けた豊かな居住環境整備 ○居住誘導区域への移住・定住の促進	○既存住宅の流通促進 ○良質既存住宅認定制度の実施 ○空き家の改修補助	○スマートハウスの普及促進 ○住宅の脱炭素化に向けた普及啓発

次頁から、ターゲット別に施策の例をご紹介します。

1 子育て世帯

向け施策パッケージ



本市においては、20代～30代の転出超過が顕著となっており、これらの若者世代や子育て世帯にとって住みやすいまちづくりを進める必要があります。

近年においては、核家族化や、ひとり親、共働き世帯なども増加しており、こうした背景からも、子育て世帯が、子育てしやすい地域で住宅を取得し、安定して暮らすことができる環境を整えることが重要であると考えます。

このことから、既存住宅や新築、賃貸など、様々な選択肢の中から良質な住宅を確保できるよう支援するとともに、中心市街地活性化や公園・緑地などの周辺環境整備等を実施し、子育てしやすい住環境を整備します。

パッケージ施策	
住宅の安定確保	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進
	住宅取得の支援（勤労住宅資金融資制度等）
住みよい住環境	公園・緑地の整備
	住宅取得支援による居住の誘導（高松市住宅取得支援事業等）
	中心市街地活性化に向けた豊かな居住環境整備
良質な住宅ストックと流通	
既存住宅の流通促進	
事業例 ①	
良質既存住宅認定制度の実施	
環境配慮	
スマートハウスの普及促進	
事業例 ②	
住宅の脱炭素化に向けた普及啓発	

事業例① 高松市安心・あんぜん住宅事業

インスペクション（中古住宅の劣化状況などの検査）と瑕疵保険（住宅に瑕疵があった場合に補修費用を補填する保険）それぞれをあわせて最大 10 万円を補助することで、中古住宅の購入リスクと不安を軽減する事業です。

【インスペクション】



【概要】※詳細は高松市公式ホームページをご確認ください。

申請 できる方	市内にある空き家バンク登録物件（売買用）の所有者及び買主（個人に限る）
対象 となる経費	インスペクション補助金 既存住宅売買瑕疵保険補助金
補 助 額	I.インスペクションの費用の2分の1以内（1戸あたり5万円を上限） II.既存住宅売買瑕疵保険の保険料の2分の1以内（1戸あたり5万円を上限） それぞれの合計で最大10万円を補助。
問い合わせ	高松市役所（都市計画課 住宅・まちづくり推進室） ☎ 087-839-2136



事業例② スマートハウス等普及促進補助制度

スマートハウス（家庭でのエネルギー消費を最適に制御するシステムを備えた住宅）設備や、住宅の ZEH 化（住宅の年間一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅）、断熱リフォームなど、環境にやさしい住宅づくりに向けた改修・整備等について補助を行う制度です。

【ZEH】



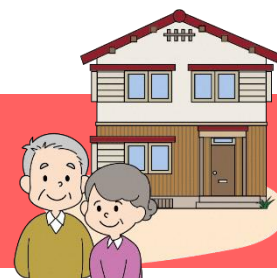
【概要】※詳細は高松市公式ホームページをご確認ください。

申請 できる方	自らが居住する予定の住宅に設備を設置しようとする方
対象 となる経費	(1) スマートハウス設備（住宅用太陽光発電システムと連携する設備） (2) スマートハウス加算額 (3) 断熱リフォーム
補 助 額	(1) スマートハウス基本額（下記いずれか） （○蓄エネルギー機器設置：10万円 ○HEMSのみを設置：2万円） (2) スマートハウス加算額（(1)の補助を受ける場合、下記を加算） （○ZEH化を行う：5万円 ○誘導区域外から区域内に移る：5万円） (3) 断熱リフォーム補助金 （○断熱リフォームを行う：5万円）
問い合わせ	高松市役所（ゼロカーボンシティ推進課） ☎ 087-839-2393



2 高齢者・障がい者

向け施策パッケージ



本市では高齢化率が 30.0%を上回るなど、高齢化が進行しており、特に合併町において高齢化が顕著な状況にあります。

また高齢単身世帯や高齢夫婦世帯が増加するなど、日常生活が困難となる高齢者がより増加することが考えられます。

このことから、高齢者において、利便性の高いまちなかへの居住誘導や住替えを促進するとともに、高齢者施設や断熱性能、バリアフリー性能等が高い高齢者向けの住宅等の充実・整備支援、住替えや空き家予防を促進し、高齢者が柔軟に住み替えられる住環境を整備します。

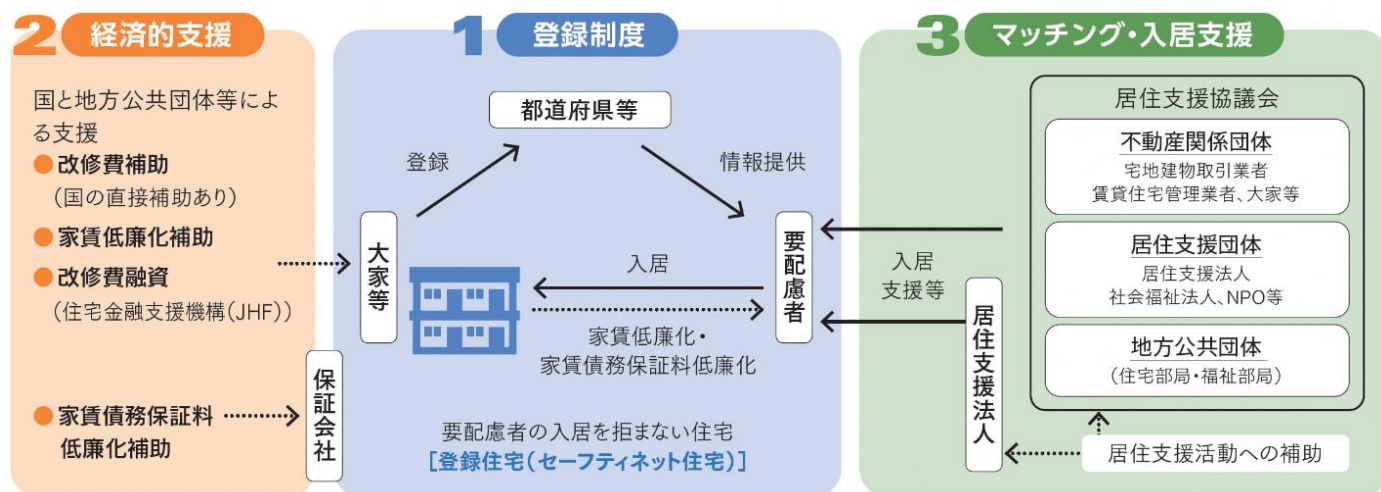
パッケージ施策	
住宅の安定確保	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進 事業例 ①
	サービス付き高齢者向け住宅の登録促進
	障がい福祉サービス等の充実
住みよい住環境	高齢者向け住宅・施設の居住誘導区域への誘導
	生活道路の改良・整備
	地域公共交通再編事業
良質な住宅ストックと流通	バリアフリー改修の促進 事業例 ②
	高齢者等の住替え支援（高齢者等の住替え応援制度等）
環境配慮	
	スマートハウスの普及促進
	住宅の脱炭素化に向けた普及啓発

事業例① 新たな住宅セーフティネット制度

「新たな住宅セーフティネット制度」とは、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の増加や、民間の空き家の増加を背景として、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録する制度であり、登録住宅の改修・入居への経済的支援、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援を行うことで、住宅のセーフティネット機能を強化する制度です。

本市では、セーフティネットの更なる強化に向けて、香川県が設置している香川県居住支援協議会の構成員として、連携を図りながら、民間賃貸住宅の登録を重点的に推進します。

【住宅セーフティネット制度の概要】



※入居者向けセーフティネット住宅パンフレット（国土交通省）より引用

事業例② 介護保険住宅改修事業/障がい者住宅改修費給付制度

高齢者・障がい者が自宅で快適に生活できるよう、住宅のバリアフリー改修について補助を行う制度です。



【概要】※詳細は高松市公式ホームページをご確認ください。

	介護保険住宅改修事業	障がい者住宅改修費給付制度
申請できる方	要支援 1・2 または 要介護 1 から 5 の認定を受けている人（施設介護サービスを受けている人、入院中は除く）	身体・知的・精神障がい者 ※手帳の等級、所得などの要件があります。詳細はお問い合わせください。
対象となる経費	○手すりの取付け ○段差の解消 ○滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ○引き戸等への扉の取替え ○洋式便器等への便器の取替え ○その他前号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	○手すりの取付け ○段差の解消 ○滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ○引き戸等への扉の取替え ○洋式便器等への便器の取替え ※洋式便器から特殊便器への取替えは下肢3級以上かつ上肢2級以上の方のみ
補助額	住宅改修に要した費用の9割～7割（支給上限額 20 万円）	住宅改修に要した費用の10割～9割（支給上限額：20 万円）
問い合わせ	高松市役所（介護保険課） ☎ 087-839-2326	高松市役所（障がい福祉課） ☎ 087-839-2333

3 移住者

向け施策パッケージ



本市の人口動態は、転入超過から転出超過に転じており、死亡者が出生数を上回ることにより、人口が減少していることから、本市への移住の促進に取り組むことが必要です。

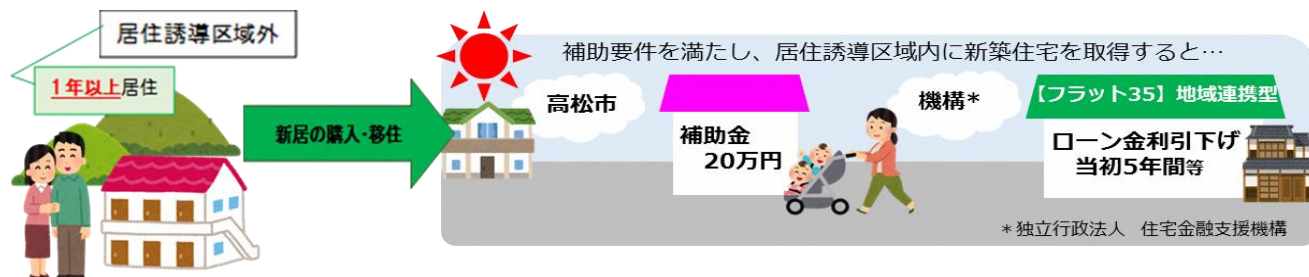
近年、コロナウイルス感染拡大などの影響から、地方移住や二地域居住への関心も高まっていることから、これらを契機として、移住者に対して多様な居住の選択肢を用意することが移住の促進につながるものと考えます。

このことから、まちなかへの移住・定住の促進のほか、良質な既存住宅や空き家の流通促進などによる多様な地域で住宅の提供を促進するとともに、柔軟な住まい方ができる住環境を整備します。

パッケージ施策	
住宅の安定確保	
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進	
社会変化に対応した住宅設備の情報提供	
住みよい住環境	
住宅取得支援による居住の誘導（高松市住宅取得支援事業等）	
事業例 ①	
中心市街地活性化に向けた豊かな居住環境整備	
居住誘導区域への移住・定住の促進	
良質な住宅ストックと流通	
既存住宅の流通促進	
良質既存住宅認定制度の実施	
空き家の改修補助	
事業例 ②	
環境配慮	
スマートハウスの普及促進	
住宅の脱炭素化に向けた普及啓発	

事業例① 高松市住宅取得支援事業

コンパクトで持続可能な「多核連携型コンパクト・エコシティ」を実現するため、「高松市立地適正化計画」に定めている居住誘導区域内に、自ら居住する住宅を取得した世帯を対象に、補助を行うことで、本市への移住等を支援する制度です。



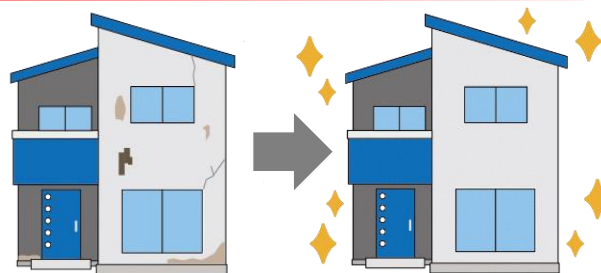
【概要】※詳細は高松市公式ホームページをご確認ください。

申請できる方	○居住誘導区域外（市外・県外含む）から自ら居住する住宅を区域内に取得する者 ○取得した住宅に住民登録をし、5年以上居住できる者 ○住宅ローン【フラット35S】を利用する者
対象住宅	個人住宅 / 非営利住宅 / 居住部面積：一戸建 75㎡以上、共同住宅 55㎡以上
補助額	20万円
問い合わせ	高松市役所（都市計画課 住宅・まちづくり推進室） ☎ 087-839-2136



事業例② 高松市空き家改修補助制度

「香川県空き家バンク制度（かがわ住まいネット）」登録物件の改修工事に対し、補助金を交付することで、空き家の利活用と、高松市内への移住の促進を図る制度です。



【概要】※詳細は高松市公式ホームページをご確認ください。

申請できる方	○香川県空き家バンクに登録されている一戸建ての空き家を所有している者 ○香川県空き家バンクに登録されている一戸建ての空き家を購入又は賃借して利用する者
対象となる経費	台所、浴室、トイレ、洗面所、内装、屋根ふき替え、外壁などの改修工事
補助額	補助対象事業費の2分の1（支給上限額：50万円）
問い合わせ	高松市役所（くらし安全安心課） ☎ 087-839-2555



■ 住宅事業の詳細やその他の事業について

ご紹介した事業の詳細や、そのほか「住まい」に関する事業・施策については、高松市ホームページの「豊かな住まいづくり（住宅総合案内）」をご確認ください。

また、これらの住宅施策を総合的にとりまとめたパンフレット「高松市豊かな住まい情報」も公開しておりますので、併せてご確認ください。

〔高松市豊かな住まい情報〕



住まいを売りたい時は…

安心あんぜん住宅事業について
住宅・まちづくり推進室 ☎839-2136
中古住宅の売買時などに実施する既存住宅状況調査や既存住宅売買瑕疵保険の加入経費の一部を補助する制度です。**（市内にある空き家バンク登録物件が対象）**

補助対象
☑ 既存住宅状況調査（インスペクション）
…中古住宅の売買時等の強化状態などを把握するもの
☑ 既存住宅売買瑕疵保険
…既存住宅の瑕疵（欠陥）の発生リスクを軽減し、住宅に安心して住み続けられることを目指すもの

補助額
費用の1/2以内（それぞれ上限5万円）

制度概要など詳細はこちら
高松市ホームページ「もっと高松」
インスペクション

既存住宅状況調査（インスペクション）について

外壁のひび割れを点検
屋根裏の断熱材を点検
柱の腐食を点検
戸締まりを点検

その他、床の腐食や建具の開閉状況などを専門家（建築士等）が検査します。

住まいを売りたい！

住宅取得支援事業
住宅・まちづくり推進室 ☎839-2136
市で定める居住区域外から区域内に自ら居住する新築住宅を取得する方に対し、取得費の一部を補助する制度です。**申請は令和5年2月28日まで**

補助要件
① 取得した住宅に5年以上居住すること
② ③ フラット35 Sを利用すること
④ 非営利住宅であること

補助額
20万円
※住宅金融支援機構から住宅ローン金利引き下げなどが受けられます

制度概要など詳細はこちら
高松市ホームページ「もっと高松」
フラット35

勤労者住宅資金融資制度
産業振興課 ☎839-2411
勤労者が高松市内に居住するための住宅を新築、増改築又は購入する際に、必要な資金の融資及び利子還付をする制度です。

融資限度額
600万円まで

返済額
融資額の0.1%（毎月6,000円）
申込み・問い合わせ：四国労働金庫まで ☎811-8181（9:00～15:00）

制度の詳細はこちら
高松市ホームページ「もっと高松」
勤労者住宅

■ お問い合わせ

高松市都市整備局都市計画課 住宅・まちづくり推進室
高松市番町一丁目8番15号
TEL：087-839-2136 FAX：087-839-2452

「高松市住生活基本計画」の詳細はコチラからご確認ください →



高松市の「住まい」に関する事業・施策や、パンフレット「高松市豊かな住まい情報」は
こちらからご確認ください。→

